



西原町告示第 65 号

西原町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年 7 月24 日

西原町長 崎原盛秀



西原町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 西原町都市計画マスタープランの素案策定事務を円滑に推進するため、西原町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、西原町都市計画マスタープランの素案策定及び見直しに関するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副町長をもって充て、副委員長は建設部長をもって充てる。

3 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会の審議事項又は委員長から求められた事項について調査、検討及び調整をするため、委員会に作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会員は、町職員の中から委員長が選任する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

役職
副町長 (委員長)
建設部長 (副委員長)
総務部長
福祉部長
教育部長
総務部 企画財政課長
総務部 企画財政課主幹
総務部 環境安全課長
総務部 税務課長
福祉部 福祉課長
建設部 土木課長
建設部 産業観光課長
建設部 上下水道課長
教育部 教育総務課長
教育部 文化課長